## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人仁藤峻一、同竹中喜一共同名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。これに対し、当裁判所は、つぎのとおり判断する。

-、 論旨第一点事実誤認の主張について

所論は原判示第一の事実につき、原判決は、被告人が酒気を帯びアルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車を運転した事実を認定したが、原判決の掲げる証拠によつては右事実の認定はできないのであるから、事実を黙認したものであると主張する。しかし記録を精査すれば、原判決の挙示する証拠により原判示事実を認定するに十分であり、被告人の原審公判廷における供述、および原審証人Aの供述中右認定に反する部分は、たやすく措信し難く、他にこれを覆すに足りる証拠はない。

所論は原判決の掲げる各証拠につき

- (一) 被告人の逮捕者Bの原審証言の内容を分析批判して逮捕時の被告人が酒酔い状態にあつたことを認めるに足りる証拠ではないからこれを採証した原判決は誤りであるという。しかし、原判決が同証言のみに基いて被告人の酒酔い状態を認定しているのでないことは、原判決自体から見て明らかであり、同証言中、同証人の判断部分にそのまま首肯し難い点があつたとしても、同証言に現れた逮捕時における被告人の外観上認め得る状況を他の証拠と総合して酒酔い状態を認定する資料とすることに何ら誤りはない。
- (二) 被告人の司法警察員、警察官に対する各供述調書の内容は、被告人が取調べられることが面倒臭いために安易に取調官に迎合してした供述で、真実を述ったものではないから、信用性を欠くのに、原判決がこれを採証したことは誤りずあるという。しかし被告人の右各供述調書は原審公判において被告人、弁護人いずおも異議を留めず取調に同意し、その信用性を肯定しているのであり、その供述記載には、不合理、不自然と認むべきものはないから、その内容は、大筋において信用できる。本件運転に先立つキヤバレー「C」における飲酒の際に所論指摘のAが同席したことを述べていない事実があるけれども、そのために各供述調書の内容を全て信用性がないとする理由にはならず、原判決の採証を誤りとすることは当らない。
- (三) 原審証人Dの行つた、尿中アルコールの含有量鑑定の結果は、鑑定の資料とされた尿が真実被告人の尿であるか明らかでないから、本件の証拠とすることはできないのに、原判決がこれを採証したことは誤りであるという。しかし、本件事故の翌早朝、被告人が東村山警察署の留置場においてバケツに放尿したことは原審公判において被告人の自認するところであり、昭和四六年一〇月六日東村山警察署長名で被告人(当時被疑者)の尿として警視庁科学検査所に送付されたものを資料として鑑定を行つたことは前示D証言により明らかである。被告人の尿を他のものとすり替えたり、取り違えたりしたことを疑うべき事情のない本件においては、前示のバケツに放尿された尿と鑑定の対象となつた尿とは、同一の物であると認めるのが相当である。

鑑定の資料となった尿は、右放尿した物を採取した物にほかならないことがそれぞれ認められ、記録を検討しても、東村山署警察官が被告人を逮捕してから右のバケツ差し入れまでの間、被告人から尿意を訴えられたのにかかわらず、これを抑したりしたなんらの事跡がみられない。以上の事実関係に徴すると、東村山署察官の本件採尿行為は、前示呼気検知に応じない被告人が尿意を訴えたので、つまる経理である。そして、このような措置〈/要旨〉の適否について考えると、被告人の放尿行為は、その意に反して強制的に行われたものでないともると、、とおりである。その意に反していずれも前認定のである。とはずれる者に吹き込ませることによい事がのないとにある。とは道路交通法規になれているときは、法の定める制裁を受けるものであることは道路交通法規にいるといところである。

照らし疑いのないところである。 (道路交通法六七条二、三項、一一七条の二、一号、一二〇条一項一一号、道路交通法施行令二六条の二)これらのことと、捜査官が犯罪捜査の必要により、身体の拘束を受けている被疑者の指紋、足型を採取したりするには令状によることとを考え合わせるしないことは刑訴法二一八条二項の規定するところであることとを考え合わせると、本件のように、酒酔い運転等の罪により身体の拘束を受けている被疑者が最高に協力を拒否しているときその者が尿意をしているという。この尿を前示目的のもとに前示のような方法で採取することは被疑者の身体をいささかも障害するものではないことにも徴し適法であると判断せずるを得ない。この点についても原判決の採証に誤りなると

原判示第一の事実認定に誤認はなく、所論は理由がない。

二、論旨第二点事実誤認の主張について

所論は原判示第二の事案につき、先づ、原判決が酒の酔いも加つて前方注視不十分のまま漫然と進行したとして、被告人の過失を認めたことは、被告人が酒に酔つていたことを前提とするもので誤認であると主張するが、被告人が酒酔い状態で運転した事実を認め得ることは前示のとおりであり、原判決に所論の誤認はない。所論は次いで、原判決は、被告人は先行のF運転の車両がその前車に続いて減速した。

所論は更に、原判決は、被告人車の追突によりF車を道路右側部分に暴走させて対面進行して来たG運転の車両に正面衝突させたと認定しているが、直線の道路上で直後に追突されたF車がそのために対向車線に飛び出すことは力学的にあり得ず、F車の暴走は運転技術未熟な同人が慌ててブレーキ操作を誤つたためであって、被告人車の追突と、F、G両車の衝突との間に因果関係はなく、G車の同乗者日の受傷に対し被告人に責任はない、原判決は誤認であると主張する。しかし、F田の受傷に対し被告人に責任はない、原判決は誤認であると主張する。しかし、F亜三十の直後に追突されたという供述から直ちに、現実の道路面の状態、両車の形状、重量、速度、位置等具体的事情を全く捨象して、力学上の法則どおり、追突されたF車は一直線に前方へ押出される筈で、右斜に走ることはないとする所論は具

体的事情を無視するもので首肯し難い。追突の衝撃によりハンドルをとられて斜に 暴走することは多分にあり得ることであり、よつて生じた対向車との衝突に対し被 告人車の追突は因果関係がないといい得ることではない。 F が慌ててブレーキ操作 を誤つたとの所論もこれを裏付ける証拠はなく、同人が本件当時は運転免許取得後 約五か月であつたとの同証言に基く憶測を出ない。原判決にこの点の誤認もない。 三、論旨第三点量刑不当の主張について

右のとおり本件控訴はその理由がないので、刑訴法三九六条によりこれを棄却すべく、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 平野太郎 判事 寺内冬樹 判事 和田啓一)